

4. その他

(1) 事後評価について

【事後評価の概要】

地域公共交通活性化・再生総合事業計画(経過措置)に基づく事業については、毎年度、法定協議会において、事業の実施状況の確認、評価を行い、必要に応じ事業計画の見直しを行うとともに、評価等の結果については、毎年1月末までに地方運輸局等に報告することとなっています。地方運輸局等においては、当該評価(自己評価)等を基に二次評価を行い、法定協議会に対し評価結果を通知するとともに、必要に応じて、事業計画の見直し等を求める場合があります。

【アドバイザー会議】

関東運輸局が、地域公共交通活性化・再生総合事業(経過措置)の二次評価を実施するに当たり、アドバイザー会議を通じて学識経験者等から助言を受けることにより、総合事業の事後評価を充実し、もって、地域における総合事業の取り組みが効果的・効率的に推進されることを目的とする。

平成23年度に総合事業を実施している協議会は37団体あり、そのうち数団体がアドバイザー会議での説明案件となります。今年度は日野市交通会議が選定され、会議内で審議、助言をいただきました。

日 時:平成24年2月28日(火)

場 所:横浜第2合同庁舎 1F 共用第1会議室

会 議 委 員:学識経験者 3名、関東運輸局関係部長 4名(計7名)

指 摘 事 項:ミニバスの路線再編に伴い、一般路線バスへの影響を考慮するべき。
(ただし、日野市交通会議の取り組みは高く評価されており、アドバイザー会議内でも評価の言葉をいただいております。)

評 価 内 容:二次評価の結果については4月頃に通知予定であり、次回の会議にてお知らせします。

(2)一般路線バスの経路変更について

都市計画道路日3・4・8号線の開通に伴い、京王電鉄バス、西東京バスとも既存路線の一部経路変更を実施します。

実施日：平成24年4月1日 始発より

(※詳細は別添資料を参照願います)

《都市計画道路日3・4・8号線 位置図》

